

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)
中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		借入金	
有価証券		外国為替	
貸出金		その他の負債	
外国為替		未払法人税等	
その他の資産		リース負債	
リース投資資産		資産除去債務	
その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
無形固定資産		退職給付引当金	
前払年金費用		特別法上の引当金	
繰延税金資産		金融商品取引責任準備金	
支払承諾見返	△	繰延税金負債	
貸倒引当金		支払承諾	
本支店勘定		本支店勘定	
		小計	
		持込資本金	
		中間繰越利益剰余金	

		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
合	計	合	計

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ ヘッジ会計の方法
- ⑦ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑧ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、

中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)
- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第 8 条の 7 第 4 項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

- (9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

- (10) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (12) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関する事項
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項
- (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支

払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(16) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	
繰越利益剰余金(当期首残高)	
本 店 へ の 送 金	
(本店からの補填金)	
中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）

(2) 間接経費割当額

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。

5 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金	△	預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
前 払 年 金 費 用		繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
支 払 承 諾 見 返		本 支 店 勘 定	
貸 倒 引 当 金		小 計	
本 支 店 勘 定		持 込 資 本 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

(3) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(4) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）

以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(う ち 貸 出 金 利 息)	
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(う ち 預 金 利 息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又 は 税 引 前 中 間 純 損 失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	
中 間 純 利 益	
(又 は 中 間 純 損 失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。